

第 11 期中央教育審議会生涯学習分科会 における議論の整理

～全ての人のウェルビーイングを実現する、
共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～

令和 4 年 8 月

中央教育審議会生涯学習分科会

目次

はじめに ～生涯学習・社会教育の新たな役割～	1
1 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題	3
2 生涯学習・社会教育が果たしうる役割	7
1) 生涯学習・社会教育の基本的な役割	7
2) ウェルビーイングの実現	8
3) 地域コミュニティの基盤としての役割	9
4) 社会的包摂の実現を図る役割	10
3 今後の生涯学習・社会教育の振興方策	12
1) 公民館等の社会教育施設の機能強化、デジタル社会への対応	12
2) 社会教育主事、社会教育士等の社会教育人材の養成と活躍機会の拡充	13
3) 地域と学校の連携・協働の推進	14
4) リカレント教育の推進	16
5) 多様な障害に対応した生涯学習の推進	17
6) 国・地方公共団体が果たすべき役割	18
結びに ～これからの生涯学習・社会教育に向けて～	21

はじめに ～生涯学習・社会教育の新たな役割～

○ 本第 11 期生涯学習分科会は、以下に述べるような未曾有の社会状況の出現や社会の構造的変化に対応する生涯学習・社会教育の在り方を検討し、その新たな意義と役割を提示するための議論を行った。

○ 第 10 期生涯学習分科会の期間（平成 31 年 4 月～令和 2 年 8 月）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止が社会的な課題となる中、学校教育においては「G I G A スクール構想」におけるハード・ソフト・人材の整備が加速化され、全ての子供たちの学びを保障できる環境整備を令和 2 年度中に実現することが目指されていた。令和 3 年 4 月には、全国の小中学校等において 1 人 1 台端末等の環境が実現し、端末を日常的に活用する教育活動が推進されているところであり、学校教育におけるこの前例のない進展と、社会的に広く活用されている I C T 端末普及などの流れを背景として、社会教育においても、新型コロナウイルス感染症対策の影響やデジタルデバイドの解消などの必要性が課題として提起されていた。また、自然災害による国民の生命・財産への被害が激甚化し頻発する中、住民の主体的な参加を得て、防災等に関して必要な知識を得たり、リスクコミュニケーションを図ったりできる機会を設ける「命を守る」生涯学習や、社会教育を通じて住民の生きる意欲を支えることの重要性も強く認識されてきた。

そうした社会の変化に対応し、本分科会の第 10 期においては、「命を守り、誰一人として取り残すことのない社会の実現」を目指し、社会的包摂を実現するための生涯学習・社会教育の在り方等について、審議を行い、議論の整理をとりまとめた。

○ 第 11 期生涯学習分科会の期間（令和 3 年 5 月～令和 4 年 7 月）には、デジタル庁が発足し、「誰もがデジタル化の恩恵を享受することにより、日常生活等の様々な課題を解決し、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現」を目指す重点計画が示されている。また、ウェルビーイングの実現について政府方針として示され、ウェルビーイングの実現は官民を超えた共通の関心事項となっている。

さらに、オミクロン株による感染の再拡大、ロシアによるウクライナ侵略などの事態の発生は国民の日常生活にも少なからぬ影響を及ぼしており、国民一人一人が大きな社会の変化に無関心ではいられない状況となっている。あらゆる暴力のない社会を目指し、社会的包摂や共通価値の尊重を促進する上で、教育が重要な役割を果たすという認識を広く共有していく必要がある¹。

○ こうした中、中央教育審議会においては、令和 4 年 2 月、次期教育振興基本計画の策定に向けた諮問が行われ、2040 年以降の社会を見据え、超スマート社会（Society5.0）に対応するためのリカレント教育、共生社会の実現に向けた社会的包摂の推進、誰一人取り残されずウェルビーイングが実

¹ G7 倉敷教育大臣会合「倉敷宣言」（平成 28 年 5 月）においては、教育を通じた社会的包摂と調和のとれた共生の実現に触れて、「暴力的な過激化・急進化を含む、人間の尊厳を損なうあらゆる暴力、人種差別をはじめとするあらゆる差別を阻止する価値観や行動を促進し、共生社会を実現する上で、教育が果たすべき役割の重要性を認識し、我々は、ここに改めて、我々の共通価値である生命の尊重、自由、寛容、民主主義、法の支配、人権の尊重について未来の世代が確実に学び、理解する重要性を再確認する。」とされている。

現されるように制度等の在り方を考える必要性など、本分科会における議論とも大いに関連する内容の審議が進められている。

- 本分科会では、第10期生涯学習分科会までの審議を基盤としつつ、その後の社会的な変化も踏まえ、次期教育振興基本計画の策定にも資するよう、生涯学習・社会教育が果たしうる現代的な役割を明確にするとともに、社会教育の担い手となる社会教育主事・社会教育士や公民館等の社会教育施設に関する今後必要と考えられる振興方策等について整理を行った。

1 生涯学習・社会教育²をめぐる現状・課題

- 人生100年時代、Society5.0³の到来、DX⁴の急速な進展、新型コロナウイルス感染症への対応など、社会が急速な変化を続けており、VUCA⁵の時代とも呼ばれる予測困難な時代において、一人一人が変化を前向きに受け止め、未来の社会を自立的に生きていくことが求められている。

(世帯構成・ライフスタイルの変化)

- 人口減少、少子高齢化、核家族化、未婚化・晩婚化、これらを背景とした単身世帯や単身高齢者の増加といった社会環境の劇的な変化が進み、地域社会を支える地縁・血縁といった人と人との関係性や「つながり」は希薄化していることが指摘されている。また、我が国の社会生活を一変させた新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、それまでの社会環境の変化等により孤独・孤立を感じやすくなっていた社会において内在していた孤独・孤立の問題を顕在化させ、あるいは一層深刻化させるようになったと考えられる。さらに、インターネットの普及等に伴う情報通信社会の急速な進展等により、国民の生活環境やライフスタイルは急速に変化してきている。
- また、インターネットやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の利用拡大により、国やマスメディアを通じてではなく、市民レベルでの情報の受発信が活発になっている。このことにより、様々な情報を容易に入手可能になるなどの大きなメリットがある一方、真偽の疑わしい情報や、凄惨な事件等の情報に市民一人一人が当事者として対応せざるを得ない状況も生じている。こうした環境の変化を踏まえ、学校教育以外の学びにおいても、日常生活を送る上で一人一人に必要な基本的知識やスキルとして、情報活用能力の育成が求められている。

さらに、サイバーセキュリティは、近年、重要性を増している。メールやインターネットを誰もが利用する時代においては、利用者すべてがセキュリティを意識して行動することが社会の安全性を高め、個人の不安を解消しうることにつながることから、一人一人が機器の使い方のみならず、メールやインターネットを安全に活用する際の正しい知識と対策やスキルを身に付けることが重要である。

² 教育基本法第3条では、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されている。生涯学習は、社会教育や学校教育を通じた意図的・組織的な学習はもちろん、個人の学習や様々な活動から得られる意図的ではない学習も含む幅広い概念である。

その中で、社会教育は、社会教育法第2条において、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」と定義されるとおり、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動を対象とするものであり、個人が生涯にわたって多様な学習を行い、その成果を生かす実践の機会を提供するものとして、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を果たすべきものである。（中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）（平成30年12月21日）」より）

³ サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

⁴ 「デジタルトランスフォーメーション」（DX: Digital Transformation）の略称。「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和2年7月17日閣議決定）や「情報通信に関する現状報告」（令和3年版情報通信白書）においては「企業が外部エコシステム（顧客、市場）の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステム（組織、文化、従業員）の変革を牽引しながら、第3のプラットフォーム（クラウド、モビリティ、ビッグデータ/アナリティクス、ソーシャル技術）を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立すること」とされている。

⁵ Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字を取って「VUCA」と呼ばれる。

- こうした社会の変化に対応すべく、政府において、貧困対策、孤独・孤立対策の取組が一層重要とされている。また、デジタル技術を活用した地方創生に関する取組が推進されている。

(誰一人として取り残さない、社会的包摂)

- 気候変動やエネルギー問題等の世界的な課題や、国際的な平和や秩序が脅かされたり、難民が増加したりしている状況についても、人々のより身近な問題として捉えられており、一人一人の日常生活にも影響を及ぼしている。

- そうした社会的課題に関し、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)として17のゴール・169のターゲットから構成される国際目標が掲げられている。この目標は、誰一人として取り残さない「包摂性」、全てのステークホルダーが役割を持つ「参画性」、社会・経済・環境に統合的に取り組む「統合性」が特徴とされており、目標3⁶では「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」、目標4では「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが挙げられている。

また、このアジェンダの前文においては、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することを目指す」ことが記載されている。⁷

- このような時代において、生涯学習・社会教育を基盤として、持続可能で安心・安全に暮らせる社会を実現していくためには、生涯学習・社会教育の現代的な意義と役割を再確認するとともに、貧困の状況にある子供⁸、外国人、障害のある方やその家族、社会的に孤立しがちな若者や高齢者など、困難な立場に置かれている人々の社会的包摂の実現を推進することが必要である。

(人生100年時代における学習の重要性)

- 社会の構造的な変容に対応するため、社会人の学び直しをはじめとする生涯学習の必要性が増大している。人生100年時代には、「高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要」があり、特に、社会的な課題の解決に向けて生活基盤を確かなものとする上で「学校教育以外の学び」の重要性が再認識されている。

社会人の学習には、転職・就職や業務上の課題解決につながる知識の習得、既存の固定観念にとらわれない問題の発見・設定、共通の興味・関心を持つ仲間と交流する機会の獲得などの様々なメリットがある。他方で、自らの意思で学習し、様々な学びを積み重ねる学習習慣を持つ社会人は少数派であるとの調査結果や、日本企業のOJT以外での人材投資については諸外国と比較して低水準・低

⁶ 目標3の英語原文では、「Ensure healthy lives and promote well-being for all at all ages」としてウェルビーイングが記載されている。

⁷ 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」(令和4年6月3日)において、地域におけるジェンダーギャップの解消を実現するため、男女共同参画のナショナルセンターの業務の在り方に関する検討、固定的な性別役割分担意識・無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消その他の事項が記載されている。

⁸ 2018年時点において、日本の子供の14%が相対的に貧困の状態にあり、特にひとり親世帯の貧困率はOECD諸国の中で最も深刻である。

下傾向にあるなどの調査結果も見られることから、社会人にとって学びやすい環境の整備を社会全体で進めていくことが必要である。

- 前述の通り、グローバル化やデジタル化の波が日常生活レベルにも及び、浸透してきたことに伴い、社会の大きな変動の影響が、個人にも一層直接的に及ぶようになってきている。このような社会においては、行政による対応の客体としてではなく、自治的・民主的な住民の一員として、社会参画と主体的な判断や行動が求められるようになる。その意味でも地域における社会教育を通じて、また、実際の社会参画を通じて、必要な資質等を身に付けていく必要性が増大してきている。
- 政府においても、「新しい資本主義⁹」に向けた改革を進める中では、人的資本蓄積など市場だけでは進みにくい分野に対する重点的な取組を進めることとされている。また、社会的な課題を解決するのは人であり、人への投資は最重要な投資であるともされており、生涯学習・社会教育の一層の振興が求められる時代を迎えている。

(生涯学習に繋がる学校教育、学校と地域との連携)

- 令和2年度から順次実施されている小・中・高・特別支援学校の学習指導要領では、変化の激しい時代の中でも、子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、未来を切り拓くために必要な資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けたりすることができるよう、「どのように学ぶか」という学びの質を重視している。
- 学習指導要領の着実な実施を通じて、生涯にわたって能動的に学び続けることのできる力の育成を目指すことは、学校を卒業すれば学びは終わりということではなく、大人になっても自らの学びに向き合い、生涯にわたって様々な学びを積み重ねていく学習者の育成にも繋がっていくものである。
- また、教育課程を通じてこれからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしなが、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程¹⁰の実現が重要となる。

⁹ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、新しい資本主義は、①「市場も国家も」、「官も民も」によって課題を解決すること、②課題解決を通じて新たな市場を創る、すなわち社会的課題解決と経済成長の二兎を実現すること、③国民の暮らしを改善し、課題解決を通じて一人ひとりの国民の持続的な幸福を実現すること、を基本的な思想とし、「一人ひとりの国民の持続的な幸福を実現するものでなければならない」とされている。

¹⁰ 学習指導要領等の改訂に向けた基本的な方向性について検討を行った「教育課程企画特別部会 論点整理」(平成27年8月26日)において、これからの教育課程には、社会の変化に目を向け、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」としての役割が期待されている旨が示された。これを踏まえ、平成27年12月21日の三つの答申(「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)(中教審186号)」、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～(答申)(中教審第184号)」、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)(中教審第185号)」)においてもその重要性が指摘された。その後「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)(中教審第197号)」(平成28年12月21日)を踏まえ改訂された学習指導要領の前文において、「社会に開かれた教育課程」の実現の重要性が明記された。

- 「令和の日本型学校教育」の構築に向けては、学校と地域住民等が、連携・協働し、相互にパートナーとして、一体となって子供たちの成長を支えていくことが必要とされている。学校と地域住民が一体となり、いわば学びを支える地域コミュニティとしての結びつきを強めていくことは、社会に開かれた教育課程の実現という側面から学校教育を支える上でだけでなく、社会教育の振興を図る上でも、前述の自治的・民主的な住民としての社会参画を進める上でも極めて重要である。

(地域コミュニティに係る政策と生涯学習・社会教育の連携)

- 教育分野以外にも目を向ければ、実際に、各省庁の政策的動向に共通してみられる傾向として、国民の生活基盤である「地域コミュニティ」に着目した施策（福祉・農村振興・防災等）が展開されているところであり、これらの施策においては、生涯学習・社会教育との連携を深めることが重要となる。
- こうした多様な主体と生涯学習・社会教育との連携・協働が求められている現況下では、地域住民による学びの成果を地域課題の解決やまちづくり等につなげていくことができる実践的な能力を持つ社会教育主事などの人材の重要性・必要性は極めて高いと考えられる。しかし、残念ながら、教育委員会において社会教育行政の中核を担う社会教育主事の配置人数は減少傾向にある。

(デジタル技術を活用した学習の重要性)

- 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、学習活動に関してもデジタル化・オンライン化の取組が進んだ状況も見られるようになってきている。こうした取組の進展は、社会的包摂の実現に有用なことは言うまでもない。例えば、空間・時間に係る制限なく教育を受けることができたり、対人コミュニケーションに課題を有する人にとっても学びやすい環境を提供できたりするなど、生涯学習・社会教育において、対面・集合形式の学習活動を補うデジタル技術の活用を促進することが生涯学習・社会教育の機会と裾野を広げ、その振興に資するものとなってきている。さらに、Web3.0¹¹時代の到来や、それに伴うメタバース¹²等の発展が見込まれるところであり、最新のデジタル技術の活用は今後の生涯学習・社会教育の姿に大きな変化をもたらす可能性がある。

¹¹ 次世代インターネットとして注目される概念。巨大なプラットフォームの支配を脱し、分散化されて個と個がつながった世界。電子メールとウェブサイトを中心としたWeb1.0、スマートフォンとSNSに特徴付けられるWeb2.0に続くもの。

¹² コンピューターやコンピュータネットワークの中に構築された、現実世界とは異なる3次元の仮想空間やそのサービス。

2 生涯学習・社会教育が果たしうる役割

人生 100 年時代、Society5.0 の到来、DX の急速な進展など、急速な変化を続ける社会においては、生涯学習・社会教育の役割も、従来の枠にとどまらず、時代・社会の変化に見合ったものに変化していくことが求められている。

1) 生涯学習・社会教育の基本的な役割

<生涯学習について>

- 教育基本法第3条においては、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会、すなわち、生涯学習社会の実現が図られなければならない」ことが生涯学習の理念とされている。
- 生涯学習は、一人一人がより豊かな人生を送ることができるよう、個人の自発的意思に基づいて行うことを基本として、生涯を通じて行うものである。VUCA の時代とも呼ばれる予測困難な時代において社会参画を果たしていくためには、児童期や青年期に学校教育を受けた後も、職業や生活に必要な知識を身に付けるために人生の諸段階に応じて必要となるものであり、いわば個人の人生を支え、自己実現を図る上で、重要な役割を果たすものである。特に、例えば、障害等により、あるいは長期にわたる欠席や中途退学を経験したことにより、教育機会を十分に得られずに中等教育を終えた若者をはじめとする、いわゆる困難な状況にある若者にとっては、進学を含む新たな社会生活や職業生活を始めるために必要な知識を身に付ける意味でも重要な役割を果たすものであり、個人が置かれた状況に応じて、学び直しをしながら社会参画を繰り返していける社会の実現が望まれる。
- また、生涯学習においては、多様な年代、多彩な属性の他者と共に学ぶことも多く、そうした他者との関係性の中でより豊かな学びにつながるものであることから、ウェルビーイング¹³の実現と密接不可分なものと考えられる。

<社会教育について>

- 本来、社会教育は、地域コミュニティの構成員である住民が共に学ぶものであり、地域づくりの営みという性格を強く持っている。また、社会教育においては、学校教育で取り扱われる内容の範疇に留まらない、社会の変化に即応した様々なテーマを幅広く学ぶことができる。住民自身が主体的に学ぶ意思を持ち、教え学び合う当事者となり、その学習の成果が地域における活動に還元されるような循環が社会教育において生まれることが期待される。

¹³ ウェルビーイング (well-being) は、本議論の整理では、個人的な状況評価や感情の状態を表す「幸せ (happiness)」とは異なり、個人のみならず個人を取り巻く「場」が持続的によい状態であることまでを含む包括的な概念として用いる。また、ウェルビーイングは、国・集団・地域における文化的な背景や価値観と関連するものである。例えば、自らの人生が理想的な状況にあること等に満足感を持つ「獲得的幸福観」と、身近な周りの人との良好な関係性がありそれが安定的に維持されていること等に満足感を持つ「協調的幸福観」のどちらをより重視するかなど、国や地域の文化が異なれば、そこで暮らす個人・集団にとってのウェルビーイングの捉え方も異なることから、多様なウェルビーイングの求め方が認められる必要がある。(参考：令和4年7月12日中央教育審議会教育振興基本計画部会配布資料)

- 近年、防災、福祉、産業振興、文化交流など、広義のまちづくり・地域づくりに関する多様な行政分野において、その政策課題・地域課題の解決に向けて、関係省庁が地域コミュニティに関する政策を提示している。その中では、世代や属性の違いを超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備することや、住民に身近な圏域を中心として人と人、人と場所を繋ぐことなどが必要とされるとともに、住民の学びや活動の拠点として、社会教育及び社会教育施設が捉えられてきている。多様性を持ちながら調和のある社会を目指すことが求められる現在の我が国において、学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生むという従来から社会教育が担ってきた機能が重要視されている点に改めて着目するべきである。
- 社会教育の振興を図ることは、国・地方公共団体が取り扱う多くの政策分野で考えられているコミュニティ施策による課題解決を支えるという点で重要である。さらに、未来志向で「こうありたい自分、こうありたい地域の姿」を住民自治の観点から考え、そのために必要な学びとその成果が循環する社会教育を基盤とした地域コミュニティが形成されれば、様々な課題が深刻な問題となる前に地域で解決できることが期待される。このように、住民自治を支える社会教育は、持続的な地域コミュニティを形成する、社会全体の基盤である。

2) ウェルビーイングの実現

- ウェルビーイングに関しては、「次期教育振興基本計画の策定について（諮問）」（令和4年2月7日中央教育審議会）において、「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイングが実現されるように、制度等の在り方を考えていく必要」があるとされている。
- ウェルビーイングについて考える上では、個人の現在あるいは将来が良い状態・希望を持てる状態であるかという側面のみに着目するのではなく、その個人を取り巻く周囲の他者や、その個人が暮らす社会の現在あるいは将来が良い状態・希望を持てる状態であるかという側面にも着目する必要がある。その意味では、ウェルビーイングの実現を目指す上で、個人の主観的な側面だけでなく、他者との良好な関係性の構築といった社会的環境が持続的に良い状態になるよう、個人の周囲の環境を支えていくアプローチが必要と考えられる。
- 学びあう、教えあう、助け合う、励ましあうといった相互性に支えられながら、一人一人が主体的・持続的に学んでいくという生涯学習は、多様なウェルビーイングを実現するような場を自らも他者との関係性の中で共に形成していく上で、重要なものである。
- ウェルビーイングの実現を目指した学びの前提として、一人一人が個性を持ち、それぞれの在り方でウェルビーイングを実現することができるという多様性を認め合うことが重要となる。個性や

多様性を尊重することとは、個人の自由意思に任せて何も働きかけなくて良いということではない。人は本来、よりよく生きたいという思いや願いを持っているとの認識に立つとともに、その意思が尊重され、多様な価値観が共存しながら個人と集団のウェルビーイングの実現を可能にするような学びの場を目指していく環境づくりが重要である。

- ウェルビーイングの実現を目指すに当たっては、「個人」に着目するだけでなく、その個人の家族・友人をはじめ日常的に関係を持つ「他者」、その個人が住む地域・国といった個人が置かれている「場（文化・環境）」に着目することが重要である。「個人」はその個人が置かれている「場」や「他者」の影響を大いに受け、また、「個人」の状態はその個人が置かれている「場」や周囲の「他者」に影響を与えるという相互の関係性があり、切り離して考えることはできない。
- 生涯学習の観点から、生涯にわたる個人の成長を目的とする学習を考えた場合、個人のライフステージに応じて生じる課題はそれぞれ異なるため、各個人・各時期において異なる様々なニーズに応じて学習し、生じた課題を解決することで個人のウェルビーイングにつなげることができると考えられる。また、国際社会、国家、地域社会など様々なレベルで今日的な課題とされるテーマに関する学習を考えた場合、その学習によって個人が置かれている「場（文化・環境）」の状態が改善する結果につながることで個人のウェルビーイングに影響を与えるものと考えられる。
- ウェルビーイングの実現のためにも、学校教育、社会教育、家庭教育を含む、広い意味での学習機会を通じて、人生の各場面で生じる各個人の課題に対応した学習機会が保障され、また、社会的な課題に関する学習機会が保障され、個人の積極性・自発性・意思に基づく学習が持続的な活動として行われていく生涯学習社会の実現を目指す取組を今後もより一層進めていかなければならない。
- 生涯学習のための学習機会の保障の観点からは、学校教育以外の学びの機会の充実が必要不可欠である。特に、時代のニーズに即して職業上新たに求められるスキルを習得するためのリスキリング、社会人を対象とした職業能力等の向上のためのアップスキリングを目的としたリカレント教育¹⁴にとどまらず、社会の変化に対応して年齢を問わず必要となる基礎的なスキルの習得のための学習や、自己実現を図る上で必要となる学習等も含めた広い意味でのリカレント教育を、個々人のニーズに応じて受けられる機会の充実を図ることが重要である。

3) 地域コミュニティの基盤としての役割

- 前述のとおり、生涯学習社会の基盤となるのは、個人の成長や自己実現のみならず、地域社会の発展も含めたウェルビーイングの実現を支える地域コミュニティであり、個人を支える場と場を支える個人の相互作用の循環が重要である。このような認識の下で、個人の成長や生きがいづくりはも

¹⁴「リカレント教育」とは、元来はいつでも学び直しができるシステムという広い意味を持つものであるが、本議論の整理では、キャリアチェンジを伴わずに現在の職務を遂行する上で求められる能力・スキルを追加的に身に付けること（アップスキリング）や、現在の職務の延長線上では身に付けることが困難な時代のニーズに即した能力・スキルを身に付けること（リスキリング）の双方を含むとともに、職業とは直接的には結びつかない技術や教養等に関する学び直しも含む広義の意味で使用される。その上で、何らかの目的のためのものに限定する場合には、その旨を明示することとする。

とより、それを支える場やつながりもターゲットにすることは、社会の持続性の観点からも有効である。

- 社会教育は、個人の教養の向上や生活文化の振興のみならず、人々の生活基盤を形成する「学び」の実践を核とした地域づくりのための営みという性格を強く持っており、一般行政の基盤ともなる住民の信頼関係や相互支援の気風をつくるなど、社会基盤形成の役割を担ってきた。そのような社会教育が適切に機能することで、地域コミュニティの基盤がより安定することは、住民の生活の安定や自己実現に向けた活動のしやすさにつながり、さらに、各地域における社会教育の振興が図られることで社会全体の安定に寄与するとともに、主体的に社会を形成する住民の意識や活動の活性化につながるものであると考えられる。
- 公民館等の社会教育施設における社会教育に関する活動は、社会教育関係団体を対象に行われている例も多いと考えられる。そうした団体の組織基盤自体が弱っている一方で、地域で活動するNPOや中間支援組織もあり、そうした多様な人材が社会教育に携わることで層の厚い社会教育の活動が展開されることが期待される。これらのことから、これまでの社会教育関係団体の活動を継続する努力のみならず、社会教育関係団体に所属していない個人やNPO等にとって参加しやすい社会教育の活動、利用しやすい社会教育施設を目指す努力も必要である。
- 福祉、防災、農山漁村振興等、様々な分野において地域コミュニティに着目した施策展開がなされており、いずれも地域住民の「学び」が重要な役割を担うことから、関連施策と連携しながら地域づくりに資する社会教育の振興方を講ずることが重要であり、それは地域振興にも寄与するものである。その際、他分野の施策を実現する手段としての連携にとどまらず、関連施策を主導する視点に立つ必要がある。
- 自治会、青少年健全育成協議会・PTA等の構成員をはじめ、広く地域住民がコミュニティ・スクールや地域学校協働活動に参画することは、社会に開かれた教育課程の実現を図る各学校の教育課程の改善・充実など効果的な学校運営につながるとともに、参画する者のそれまでの学びを地域住民の立場で活かせる場ともなり、学校を核とした地域づくりにもつながる。その上で、両者を一体的に推進することは、学校教育のためだけではなく、子供やその親の世代が地域コミュニティに参画し、社会教育とのつながりを持つようになる上で重要な役割を果たすものである。
その際、学校教育においては、「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)の視点からの授業改善が図られていることも踏まえ、社会教育の場においても、参加者それぞれの興味や関心を基に、多様で質の高い学びを実現できるような主体性や相互性を重んじた実践を進めることが重要である。

4) 社会的包摂の実現を図る役割

- 共生社会とは、人権への配慮をはじめ、多様な他者を尊重することを含めた自他の適切な関係性

の下で、それぞれの自己の生き方の充実向上を共に図る、いわば『『生きる』を共にする』ような社会である。

- 社会教育は、歴史的に見れば立場の弱い人などに対して学習機会を提供する役割も果たしていた。共生社会の実現を目指す上で、社会参画に制約のある高齢者、障害者、女性、外国人、貧困の状況にある子供、孤独・孤立の状況にある者などを含め、誰一人として取り残すことのない社会的包摂の実現に向け、関係機関との連携や ICT の利用により、必要な生涯学習・社会教育の機会を提供することが重要である。その際、社会参画に制約のある者向けの学習機会の充実を図るのみならず、内容に応じて、それ以外の者も含め共に学ぶことができる場の充実や環境の整備を図ることも重要である¹⁵。
- デジタル社会においてデジタルデバイドの解消は喫緊の課題である。地理的な制約、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受することにより、豊かさを実感できることが重要であり、国民全体のデジタルリテラシーの向上のための取組を進め、デジタルを介した格差や分断が生まれにくいように十分に留意してデジタル化を実現することも求められる¹⁶。
- 特に障害者に関しては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律¹⁷において、いわゆる合理的配慮が求められている。こうした合理的配慮がなされることは、例えば、アクセシビリティに関して、ユニバーサルデザインの観点で改善を図り、当初から包括的に配慮した対応をすることが、障害のない者にとっての利便性の向上にも資するなど、あらゆる人にメリットをもたらすことに繋がる¹⁸ことを踏まえ、その一層の推進を図ることが重要である。
- また、不登校など様々な事情により十分に教育を受けられないまま中学校を卒業した人たちに義務教育を受ける機会を実質的に保障する夜間中学について、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の理念に基づき、その整備を進めることが重要である。

¹⁵ 北欧には、通常の学校制度の枠組み外に宿泊型のノンフォーマル教育機関として民衆高等学校（スウェーデン語では「フォルクヘイスコーラ」、デンマーク語では「フォルケホイスコーレ」）がある。後期中等教育修了年齢以上の人を対象とし、入学資格はなく、短期コース（2週間から数か月）と長期コース（1年から3年）まで幅があるフレックスな生涯学習施設。教育内容や方法は時代に応じて変化しており、国によっても多様である。本国で教育を受ける機会がなかった難民や病気や障害のために学びを中断しなければならなかった人等が進学するため初等教育から後期中等教育レベルの学び直しニーズや就労するためのニーズにも対応している例がある。もともとは全寮制であったが、近年は通学制・通信制の導入例も見られる。

¹⁶ デンマークでは、デンマーク高齢者協会が活動の中心となり、ITに関する相談や無料の講習会の実施等がボランティア活動として行われるなど、デジタルデバイド対策に関する特徴的な取組が見られるほか、図書館、成人向け教育センター等におけるサポートも実施されている。（参考：令和3年4月28日総務省デジタル活用支援アドバイザーボード（第2回）配布資料）

¹⁷ 平成25年法律第65号

¹⁸ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）

3 今後の生涯学習・社会教育の振興方策

上記のような現状・課題等に対応して、生涯学習・社会教育がその役割を果たしていけるよう、以下のような方策を推進する必要がある。

1) 公民館¹⁹等の社会教育施設の機能強化、デジタル社会への対応

- 公民館等の社会教育施設を活用した地域の教育力向上を図るためには、前述の生涯学習・社会教育が果たしうる役割を踏まえ、社会的包摂の実現や地域コミュニティづくり、地域課題の解決等において社会教育施設が果たすべき役割を明確化するとともに、地域住民の意向が運営に取り入れられるようにすることなどにより社会教育施設の機能強化を図ることが重要である。特に、公民館における地域のコミュニティ拠点機能の強化を図る観点からは、子供の居場所としての公民館の活用、住民相互の学び合い・交流の促進、各地方公共団体における関連施設・施策や民間企業等との連携を進めるとともに、地域住民や有識者からの外部評価を活用した運営の改善や公民館への社会教育士の配置を進めることなどが必要である。また、地域の実情に応じて、学校や公民館、図書館等の複合化・集約化、社会教育における学校施設や博物館²⁰等の文化施設の活用促進を図ることなども、地域コミュニティ全体の連携機能を強化する有効な方策の一つと考えられる。
- また、社会教育施設においては、文化芸術活動を含む様々な体験活動その他自治的・民主的な住民の一員として住民が主体的に社会参画する各種活動など、地域におけるウェルビーイングの実現と密接な関わりのある活動が多く行われている²¹。デジタル化が進展する社会においても、人々がリアルに集うことができる場所としての役割は重要であり、オンラインにより講座等を受講できる機会を増やすこととともに、住民同士が対面によりつながりを持てる機会を増やすことの双方が求められる。また、公民館等の社会教育施設におけるデジタル基盤を強化するとともにデジタル教育を充実することで、国民全体のデジタルリテラシーの向上や、デジタル田園都市国家構想²²の実現に貢献していくことも極めて重要である。
- デジタル社会の利点を最大限活用できるよう、社会教育施設へのPC等の機器導入、Wi-fi環境整備等²³のデジタル基盤の強化によって、社会参加に制約のある人を含めた利用者の学習機会の充実を図ることが重要である。また、公民館や図書館における全ての世代のデジタルデバイド解消をはじめとする社会的包摂に関連する取組等を推進することも重要である。その際、地域課題解決のた

¹⁹ 令和3年度社会教育調査（中間報告）によると、全国の公民館は13,163館となっている。

²⁰ 博物館は、文化施設と社会教育施設の双方の役割を有する施設として位置付けられている。

²¹ 「文化に関する世論調査（令和4年3月31日）」では、ウェルビーイングと文化芸術活動との間に一定の関係があることが示唆されている。

²² デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）においては、「デジタル田園都市国家構想は、市場や競争に任せきりにせず、官と民とが協働して成長と分配の好循環を生み出しつつ経済成長を図る「新しい資本主義」の重要な柱の一つである。地方の社会課題を障害物と捉えるのではなく、成長のエンジンへと転換していく。さらに、官が呼び水となって、民間の投資を集め、官民連携で社会課題を解決し、力強く成長する。様々な社会課題に直面する地方にこそ、テレワークや遠隔教育・遠隔医療など新たなデジタル技術を活用するニーズがあることに鑑み、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方の社会課題の解決、魅力向上のブレークスルーを実現し、地方活性化を加速する。」とされている。

²³ 第2回デジタル田園都市国家構想実現会議（令和3年12月28日）資料においては、公民館DXの三種の神器として、スマートロック（予約機能付）、Wi-Fi（高速ネット環境）、スマート会議室が挙げられている。

めの学びを ICT を活用して幅広く実施し、それを通じた地域のつながりづくり、地域人材の育成等を推進する側面や、単にデバイスの操作スキルにとどまらず、インターネットを利用するにあたってのデジタルリテラシーの向上や基本的なサイバーセキュリティ対策に関する知識の習得、多くの情報から正しい情報を適切に取捨選択・活用し、社会の良き担い手として行動できる資質や規範意識の涵養など、デジタル・シティズンシップ²⁴を育むための教育の側面にも配慮すべきである。

- 図書館については、令和3年の著作権法の一部改正を受けて、各図書館等による図書館資料のメール送信等が可能となること等も踏まえ、著作物の権利者や関連産業の発展にも配慮しつつ、地域住民の更なる自主的な学習を支援する機能を高めることが重要である。また、図書館においてデジタルデバイドの解消のための講座を実施することなど、社会のデジタル化に対応した図書館サービスを提供することが重要である。さらに、図書館のアクセシブルな書籍の充実や公共図書館、点字図書館、学校図書館等による一層の連携により、視覚障害者等の読書環境の充実を図ることも重要である。
- 社会教育施設においては、障害者の生涯学習の支援や子供の貧困等に対応した活動の充実、多様性の包摂や多世代の交流の促進等を図るため、学習機会の提供や指導者・支援者等の養成・研修等を行うことが求められる。その実施に当たっては、それらを単館で行う「自前主義」から脱却することが重要であり、例えば、他の社会教育施設や都道府県・市町村の担当部局、地域の高等教育機関、NPO等と連携して行うことや、地域の高校生・大学生等の参画を得られるよう学校と連携して行うことなど、社会教育施設と他機関との連携を一層推進することが重要である。

2) 社会教育主事、社会教育士等の社会教育人材の養成と活躍機会の拡充

- 社会教育主事は、社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を援助する役割が期待されている。社会教育主事資格は、社会教育活動に携わる上で有益な能力を身に付けることができる資格として広く社会教育関係者に認識されているものの、平成8年以降、都道府県・市町村教育委員会に置かれる社会教育主事の人数は減少の一途をたどっており、市町村における社会教育主事の配置率は平成30年の社会教育調査では5割を下回っている現状が見られる。
- しかし、社会教育主事は、「学びのオーガナイザー」として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組についても牽引^{けん}する役割を果たすことが期待されるものであることを踏まえれば、地域の課題に応じた関連部局・団体や関連施策との連携・調整役として社会教

²⁴ デジタル・シティズンシップとは、「情報を効果的に見つけ、アクセス、利用、作成し、他のユーザーと共に、積極的、批判的、センシティブかつ倫理的な方法でコンテンツと関わり、自分の権利を意識しながら、安全かつ責任を持ってオンラインやICT環境をナビゲートする能力」とされている（UNESCO資料より）。また、情報通信審議会「2030年頃を見据えた情報通信政策の在り方」一次答申（令和4年6月）においては、デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力を指すものであり、コンテンツの作成や公開、他者との交流、学習、研究、ゲーム等のあらゆるデジタル関連の活動を行う能力に加え、オンライン消費者意識、オンライン情報とその情報源の批判的評価、インターネットのプライバシーとセキュリティの問題に関する知識など幅広いリテラシーを含む概念であり、具体的には「ネットいじめ」や「ヘイトスピーチ」への対応やオンラインニュースとどう付き合うべきかといった身近な内容を含むもの、とされている。

育主事の配置を促進する必要がある。

- また、令和2年度から、社会教育主事の資格取得に係る社会教育主事講習又は社会教育主事養成課程の修了者については、社会の多様な分野における学習活動でも広く活用されるよう、社会教育士と称することができることとする制度改正がなされており、令和2年度及び令和3年度で2,456人の社会教育士が誕生している。
- 令和2年度、令和3年度に社会教育士の称号を取得した者等を対象に活動状況等に関するアンケート調査を実施しており、その結果を踏まえ、今後、社会教育士が活躍することができる環境整備や、民間企業やNPOの職員等の多様な者が社会教育に携わる機会の拡大を図ることが重要である。
- これらの状況を踏まえ、引き続き、地域の教育力向上による地域コミュニティ構築に資する取組を推進するため、社会教育人材の量的な拡大と質的向上を進める必要がある。
- そのため、例えば、公民館や地域学校協働活動推進員等への社会教育士の配置・登用の促進、学校教育における探究活動等への支援としての社会教育士の活用促進、社会教育士をネットワーク化すること等による学校や民間企業など教育委員会の事務局以外の社会教育士の活躍機会の拡充、過去に社会教育主事であった者が講習を追加で受講して社会教育士の称号を取得することの推奨、新たに社会教育主事講習の受講を希望する者のニーズに対応して十分な講習を行うことができるようオンラインを活用した講習の実施などの取組を進めていく必要がある。
- また、前述のとおり、地域社会における社会教育人材の役割の重要性に鑑み、社会教育士に関する実態を踏まえ、社会教育人材の量的な拡大や、社会教育・学校教育などにおける様々な場面での社会教育士の配置・登用の促進に向け、社会教育人材の在り方についての検討が更に求められることから、社会教育士の役割の明確化、社会教育士の称号付与要件など制度の在り方を含めた検討を進めていく必要がある。
- また、社会教育主事・社会教育士が時代の変化に対応していくため、ICTスキル等の能力を身に付けたり、環境教育、人権教育、男女共同参画に関する内容等の現代的な教育内容に関する知識を習得したりするために必要な継続的な学習機会の確保や、専門的な機関や組織（独立行政法人、NPO等）と連携した研修内容の充実を図るとともに、個人や地域社会のウェルビーイングの向上につながる社会教育士の活動に関する優良事例の展開を検討していく必要がある。

3) 地域と学校の連携・協働の推進

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進することは、コミュニティ・スクールが地域とともにある学校づくりに資するだけでなく、いじめや不登校、子供の貧困等の子供たちを取り巻く様々な課題の解決に資するとともに、地域の課題解決のためのプラットフォームとし

ての役割も担うことから、コミュニティ・スクールに関する十分な理解、相互の信頼関係の下、全国的に導入を加速していく必要がある。

- コミュニティ・スクールの導入促進と併せて、地域学校協働活動推進員の常駐化を含めた配置促進・機能強化、学校運営協議会の運営等に係る支援員の新たな配置、保護者、PTA 活動の経験者、NPO や企業関係者などの多様な地域住民の参画を進めることにより、①学校と地域との連携・協働を通じた教育活動の充実や学校における働き方改革などに資する効果的な学校運営や、②子供たちや地域の課題に対応した多様な教育活動を推進する必要がある。こうした取組を推進する上では、地域学校協働活動推進員等の資質向上のため、社会教育士の称号を取得することを推奨することも考えられる。
- その際、令和4年2月に公表された「教育進化のための改革ビジョン」も踏まえ、学校内外での豊かな体験機会等の充実を図るため、地域学校協働活動推進員等を中心として企業等とのより一層の連携を推進する必要がある。
- また、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動、PTA 活動に参画することは、保護者や地域住民等の当事者意識や参画意識を高め、これまで培った知識や技術を学校や地域の課題解決に活かすとともに、仲間との生きがいづくりを進める場としても活用することが期待される。
- さらに、子供たち自身がコミュニティ・スクールや地域学校協働活動に関わることを通じて、子供たちを主役にする教育活動を実践していくことも重要である。特に中高生については、地域から支えられるだけでなく、地域社会の大人とともに課題を発見し、解決に取り組むことを通じて、積極的に地域に関わり、貢献していくことで、地域の一員としての当事者意識を持ち、これからの地域の担い手として活躍することが期待される。
- 上記の取組を含め、地域コミュニティと幼児教育から高等教育を含む学校教育、家庭教育への支援を含む社会教育、保育等の福祉の関係について、好事例の横展開が図られ、全国で取組が進むことが望まれる。
- なお、現在、地域における新たなスポーツ環境あるいは文化芸術活動等に親しむ環境の在り方等の観点や、学校の働き方改革の観点から、部活動の地域移行について議論がなされているところであるが、その推進に向けて、子供たちの多様な体験を支える受け皿となる地域のスポーツ活動や文化活動の充実を図るとともに、地域の実情に応じて、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を積極的に行うことが求められる。
- また、部活動の地域移行は、地域のスポーツ活動や文化活動の振興にも資するものであり、指導者の「質の確保」や世代間交流が円滑に進むよう、国において必要な措置を講じることが求められる。

4) リカレント教育の推進

- リカレント教育は、生涯にわたる学習を支えるものとして、その振興を図ることが重要であるが、社会人になってからも学びを継続する上では、学習習慣があるか否かの影響が極めて大きい。このため、学校教育、社会教育、家庭教育などあらゆる教育の場面において、学習習慣を身に付けることの重要性の認識が共有される必要がある。
- リカレント教育には、前述の通り、時代のニーズに即して職業上新たに求められるスキルを習得するためのリスキリング、社会人を対象とした職業能力向上のためのアップスキリングを目的としたもののほか、より広い意味で、社会の変化に対応して年齢を問わず必要となる次のようなものがある。基礎的なスキルを習得するためのもの、対人関係形成にとっても重要とされる非認知的能力の向上のためのもの、教養を高め、多様な人々と出会い、さらに自己実現を図るために必要なものなどである。これらの提供主体としては、大学や専門学校などの教育機関のほか、公民館などの社会教育施設、民間企業・NPO等の様々な提供主体が存在する。
- このうち、公民館などの社会教育施設が提供する教育については、現在も地域のニーズを踏まえながら提供するプログラムが検討されているところであるが、例えば、デジタルデバイドの解消を図るものなど、住民が社会参加を図る上で必要となるものについては、十分な機会が提供されるよう特に配慮が必要である。
- また、高等教育機関では、教養的な内容のものや一般の社会人向けのリテラシーレベルのもののほか、それぞれの高等教育機関の特性を生かして、職業上求められる高度な内容のリスキリングやアップスキリングのためのものも提供されている²⁵。時間的・経済的な制約がある中で学び直しを希望する女性や就業者、求職者など個々人それぞれのニーズに応じて必要なリテラシーやスキル等を身に付け、更に伸ばしていけるよう、例えば、①大学におけるリカレント教育のプログラムの開発・充実や専門学校における実践的かつ専門的な実習を伴うリカレント教育の充実を図るとともに、②知識の習得にはMOOC²⁶やLMS²⁷をなどの利用を含めたオンラインでの学習を効果的に活用することにより、授業における課題解決に向けた議論等の一層の充実を図ったり、③社会人がより受講しやすい時間帯・期間・授業形態等の工夫を促進することで受講者の負担軽減を図ったりするなどの取組を促進することが重要である。
- さらに、リカレント教育のポータルサイトにおける検索等の利便性の向上や関連サイトとの連携強化を図るほか、高等教育機関が提供するリカレント教育のみならず、公民館等における学習活動との関連や、民間企業・独立行政法人等が提供するリカレント教育に関する情報²⁸などを含め、必要な

²⁵ 大学においては、例えば、大学院レベルの高い専門性を生かしたプログラムや分野横断的な内容のプログラム、地域の様々なテーマに汎用的に活用することが可能なデザイン思考・アート思考に関するプログラムなどが提供されているほか、放送大学では、幅広い分野の科目について放送やインターネットの利用による授業を受ける機会が全国的に提供されている。また、専門学校においては、例えば、専門職業人材を対象として実践の場で新たに必要とされる最新技能のアップデートをするためのプログラムなどが提供されている。

²⁶ Massive Open Online Course（大規模公開オンライン講座）の略称。

²⁷ Learning Management Systemの略称。

²⁸ 例えば、独立行政法人情報処理推進機構では、IT人材に求められるスキル変革の方向性を捉え、スキル標準を提示している。また、実践的IT人材の育成を支援するための教育コンテンツ、事例、画像素材等を提供している。

情報の発信の更なる充実を図ることが望まれる。また、リカレント教育の推進を図る上では、一定のまとまりある体系的な知識・技術等の習得を可能とする履修証明制度²⁹の活用も含め、学習履歴の可視化を図ることも重要であり、その際、オープンバッジ³⁰などのデジタル技術を活用することも考えられる。

- 生涯の様々な場面で、リカレント教育を必要な時に受けることができるようにするためには、上記のようなプログラムの充実や国外の事例も参考とした情報発信の改善のみならず、国内におけるテレワークの増加等の雇用労働環境の変化等も踏まえ、リカレント教育を受けやすい職場環境の改善や、リカレント教育で学んだ成果が処遇などで適切に評価されるような経営の促進が図られることが不可欠であり、そのために必要な施策に関して、厚生労働省・経済産業省との連携を進める必要がある。

5) 多様な障害に対応した生涯学習の推進

- 学ぶことや働くことなどの活動は、人々のつながりや相互理解の土壌となり、健康で生きがいのある生活を追求する基盤となるものであり、障害の有無にかかわらず、すべての人にその機会が開かれたものとなる必要がある。このため、国・各地方公共団体においては、障害者の生涯学習の推進を生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付けた上で、障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・確保や、共生社会についての社会的な理解を促進する必要がある。
- 特に、社会教育施設等における取組の充実を図るとともに、持続可能な体制づくりを進めるため、地域の大学、特別支援学校、医療法人、民間団体等関係機関によるコンソーシアムの形成により、地方公共団体が、障害者の生涯学習に係る関係者との連携体制構築を図る取組を推進することが求められる。このような体制を構築し、好事例を横展開していくことによって、地方公共団体が自らの責務として障害者の生涯学習を推進・促進していくことが期待される。その際、専門的な知識に基づいて関係機関の連携構築を担うなど、障害者の生涯学習を支援するコーディネーター的な人材の育成・活用が求められる。
- 障害者の生涯学習の充実に向けては、以下のような学びの場・機会の拡充等を推進することが重要である。例えば、①社会教育施設や民間団体における取組の促進、②大学や専門学校等における、例えば障害者向けの公開講座や履修証明制度を利用した学習プログラムの開発をはじめ、通信教育の活用を含む学習機会の充実、③特別支援学校での教育課程における生涯学習の意欲向上に向けた取組³¹や卒業後の学びの場の整備状況を踏まえた進路指導の改善・充実、及び個人情報保護の観点も踏まえた個別の教育支援計画の進路先等への円滑な引継、④不慮の事故等により障害に関する基礎

²⁹ 大学が、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対して証明書を交付する制度（学校教育法第105条）

³⁰ デジタル学習履歴証明（デジタルバッジ）にする世界的な技術標準規格。

³¹ 国は、「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究」において学校卒業前段階を含む学習支援活動の取組を推進しているほか、特別支援学校在学中の生徒向けリーフレット「わかりやすい版 だれでもいつでも学べる社会へ～障害のある・なしに関係なく共に学べる生涯学習について～」を作成・公表している。

的な理解が必要になった障害当事者やその支援者にとって、障害に向き合い、必要な援助を求める行動の重要性に関する理解を深められるような学習機会の充実、⑤農福連携³²による農作業や農産物の加工・販売等に携わる機会の創出や受入環境の整備、などである。このほか、放送大学においても、社会的包摂の観点から、障害者をはじめとした地域の学びを支える取組がより進められることが期待される。

- また、障害者の生涯学習推進に当たっては、障害者を単に支援される側として一方的に捉えるのではなく、一人一人の多様な個性や得意分野を生かす視点が重要である。障害者が、一人一人の特性に応じて、得意分野の能力を開花させ、自立的な生活や就労を含め、社会の中で誇りを持って活躍する可能性を広げられるよう、ICTも積極的に活用しつつ、多様な学びの場づくりに多様な主体が連携して取り組むことが必要である。その際には、障害者は、学校に通う段階を終えて社会への本格的な参画へと移行する段階で困難に直面することが多いことを踏まえつつ、その円滑化を図る視点も重視する。

併せて、本人の主体的な学びを重視する必要がある、「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」の実現に向けて、障害者の学びの環境整備を行う場合は、当事者の意見を踏まえながら、本人の学ぼうとする意志を出発点に、本人が学びたいことや課題を自ら発見して取り組む学習とすることが重要である。

- このような「当事者中心の生涯学習の視点」と障害に関する基礎的理解に加え、地域資源を調整・活用する能力を備えた障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・確保のため、地方公共団体の社会教育関係職員や特別支援学校教職員、福祉関係職員等に対する研修等の充実や、障害者本人が生涯学習の担い手となっていくことを支える仕組みの構築等を推進する必要がある。

6) 国・地方公共団体が果たすべき役割

- 国は、本分科会での議論を踏まえて、次期教育振興基本計画等において、生涯学習や社会教育が、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に資する社会的基盤としての役割を果たせるよう、振興方策の全体像を明確に示す必要がある。
- その際、近年、インターネット環境の普及をはじめとするデジタル社会の進展に伴い、知識の共有が加速度的に進み、さらには、学びあい、教えあう対話的・相互作用的な活動を通じて、新たな気付きにより価値が創出され、さらに新たな学びに繋がる連鎖が日常的になってきている。このような学びの進展や連鎖の実現は、まさに生涯学習社会が目指すものであることを踏まえれば、その実現に向けて必要な生涯学習・社会教育の振興策は、他の社会的基盤の整備と同様、国や地方公共団体が確実に講じていくことが望まれる。また、社会のデジタル化の進展を踏まえれば、国及び地方公共団体は国民全体のデジタルリテラシーの向上のための取組をこれまで以上に推進する必要がある。

³² 障害者等が農林水産分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省が連携して推進。

- 誰一人として取り残すことのない社会的包摂の実現と、それを支える地域づくりとの一体的な推進の役割を果たしていく視点から、令和元年度に行われた社会教育法等の改正³³による経過と、各地域における公民館をはじめとする社会教育施設の運営に関する実態も踏まえつつ、社会教育施設の役割を明確にする必要がある。
- また、社会教育主事及び社会教育士などの社会教育に関わる人材に関しても、前述のとおり制度の在り方を含めた検討を進めていく必要がある。
- 文部科学省においては、関係局課の連携推進を含めた、生涯学習・社会教育の振興体制の強化を図るべきである。また、総務省において地域運営組織の形成及び持続的な運営、厚生労働省において若者等の職業的自立の支援や地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備、農林水産省において農村型地域運営組織（農村 RMO）の形成に基づく地域コミュニティ機能の維持・強化及び農福連携などに関する取組が進められており、これらの省庁をはじめとする関係省庁との連携協力を図ることが求められる。
- さらに、その周知に当たっては、地方公共団体が地域の実情に応じて施策の優先付けができるよう、施策の具体的なイメージを示すなどの工夫を図ることに配慮する必要がある。
- 地方公共団体の生涯学習・社会教育の担当部局においては、社会教育主事の配置及び社会教育士の地域社会における活躍機会の拡充³⁴を積極的に検討するとともに、「社会的包摂の実現」や「地域コミュニティ構築」に関連する他の行政担当部局や NPO 等民間団体との連携・協力を促進³⁵すべきことに特に留意すべきである。
- 都道府県は、域内市町村の実態を把握し、関係部局と連携しつつ、域内の複数市町村をまとめた広域での情報共有の支援や研修等を実施することが望まれる。さらに、市町村は、地域の多様なステークホルダーと連携しつつ、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に向けた取組を地域住民の学習活動の支援を通じて推進することが求められる。その際、それぞれの地方公共団体において創意工夫を活かした取組が行われるとともに、ベストプラクティスに関する情報を相互に提供するなど、生涯学習・社会教育の振興につながる知見の共有がより一層進められることが期待される。
- また、教育委員会は、生涯学習社会の実現に向け、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に関

³³ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第二十六号）」（第9次地方分権一括法）の成立に伴う社会教育法（昭和24年法律第207号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）等の一部改正により、教育委員会が所管する公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関について、まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取組の推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により地方公共団体の長の所管とすることができることとなった。

³⁴ 島根県においては、計画的に社会教育主事有資格者を養成し、教育行政へ配置するとともに、県独自の社会教育主事派遣制度にて県内複数市町村への配置を行っている（令和4年度は17市町村23名を配置）。この県独自の社会教育主事派遣制度は、派遣先の市町村教育委員会に社会教育主事が置かれていることが条件とされており、市町村配置と派遣制度の社会教育主事で推進体制を構築することで、各市町村の取組が県全体の社会教育を振興する推進力となり、学校と地域との協働による人づくりや多様な主体の参画による地域を担う人づくりの推進を担っている。また、高等教育機関等（島根大学など）と連携しながら社会教育主事講習の受講機会の拡充・内容の充実にも取り組んでいる。

³⁵ 千葉県においては、社会教育士の地域社会における積極的な活用に向けて、活躍分野（学校、行政、企業・NPO、社会教育施設）毎の広報チラシの作成や、社会教育主事有資格者及び社会教育士のうち希望者によるメーリングリストの運用、社会教育主事・社会教育士の現職研修の場として県の生涯学習センターにおいて実践研究交流会を実施している。

する施策を中心として、総合教育会議等の場を活用して首長部局との議論を深めるなど、首長部局とも積極的に連携を図る必要がある。

結びに ～これからの生涯学習・社会教育に向けて～

- 第11期生涯学習分科会においては、「はじめに」でも述べたように、第10期生涯学習分科会までの審議の経緯を基盤として、社会の変化や課題を踏まえた生涯学習・社会教育が果たしうる現代的な役割について、また、社会教育の担い手となる社会教育主事・社会教育士や公民館等の社会教育施設に関する今後必要と考えられる振興方策等について議論を行った。
- 第11期の議論の整理では、ウェルビーイングの実現は、個人の問題でもあり、個人を取り巻く社会の問題でもあるという前提に立ち、ウェルビーイングの実現に向けて、社会全体の基盤として生涯学習・社会教育の推進体制の整備が重要であることを基調としている。
- 中でも、誰一人として取り残すことのない社会的包摂の実現や、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるような社会の実現が目指されることを現下の大きな課題として捉え、生涯学習・社会教育がこれまでも果たしてきた地域コミュニティの基盤としての役割の重要性を再確認するとともに、デジタル化する社会に対応した社会教育施設におけるデジタル教育やデジタル基盤の強化や生涯にわたる学習機会の充実に関する議論がなされた。
- 様々な背景を持つ年代の異なる多様な個人が、共に学び、支えあう。こうした相互性のある学びの活動の中から、学びを通じたつながりが生まれ、学びに関わる各人にとっての生きがいや喜びが生まれ、学びの活動が継続し、広がっていく。こうした好循環が生まれ、共に学び支えあう地域コミュニティの形成にもつながることは、生涯学習・社会教育の醍醐味とも言える。地理的な制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況等にかかわらず、誰一人取り残さない学びが、社会の多様な主体の自助・共助と行政による環境整備により進められなければならない。
- 生涯学習・社会教育において学習したり教育を受けたりする主体は個人であるが、学習する機会や場を提供する関係機関としては、就学前の子供を対象とする教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）並びに小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学、短期大学、専修学校等の学校教育関係の施設や、公民館、図書館等の社会教育施設、これらを所管する行政機関が挙げられるほか、企業、NPOなどの民間組織や個人事業者もその関係者となりうるものであり、さらに、教育分野以外の行政機関や民間組織が主体となって、関連する活動を行うケースも数多く存在する。こうした生涯学習・社会教育に関わる多種多様な関係機関・関係者が、あらゆる人の身近に学びの機会がある社会の重要性についての共通認識を持ち、生涯学習・社会教育の振興に係る取組を積み重ね、多様なニーズを持つそれぞれの人の学習機会を保障し、学習の当事者としての個人の自主的・積極的な学びを支えることで、個人や集団、ひいては地域コミュニティにおけるウェルビーイングを高めることができると考えられる。
- 特に、社会教育の担い手となる社会教育主事・社会教育士や社会教育施設の活動は、ソーシャルキャピタルの形成と地域住民のウェルビーイングの実現の双方に寄与する意義の深いものである。社

会教育の恩恵を全ての住民が享受できるよう、住民一人一人が学びの必要性に気付いたとき、学習方法や内容に迷ったときに、手を差し伸べられる存在として社会教育主事・社会教育士が活躍することや、地域住民がつながる「場」として社会教育施設が活用されることが期待される。併せて、ICTを活用するメリットを活かして、誰一人として取り残すことのない社会の実現に向けた今後の一層の取組が求められる。

- 社会のデジタル化が進展し、Society5.0と言われるバーチャルとリアルの融合による新しい社会を構築していく途上にあって、そうした新しい社会と個人とのよりよい関係性を構築するため、全ての個人にデジタルリテラシー、ICTを活用できる能力が求められている。学校においては、1人1台端末を活用した情報活用能力の育成に取り組まれているが、既に学校を卒業している全ての世代の人を対象として、デジタル社会の進展に取り残されないようにするための学校教育以外の学習機会の充実が望まれる。
- 社会教育においては、これまでも学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環が目指されてきており、その重要性はデジタル化が急速に進み、オンラインによる交流が普及してきている現在においても変わるものではない。今後も、社会教育の推進に当たっては、行政機関からのサービスを受けるだけの単なる受益者としてではなく、地域社会を形成する一員として社会活動に参画し、社会に主体的に関わる住民を支え、かつその学びの機会を保障するという観点を重視していくことが求められる。その際、学習者一人一人の個人の尊厳や意思決定等が相互に尊重されるべきことを忘れてはならない。また、これからの社会の形成者となる子供・若者世代の意見を表明する機会を保障しながら、その社会参画を促していく生涯学習・社会教育の機会づくりも重要である。
- 本議論の整理において取り上げた内容を具体的に前に進めていくためには、地域住民や地域全体のウェルビーイングの実現に向け、生涯学習・社会教育の振興に取り組む各地方公共団体の長及び教育長の理解とリーダーシップがますます重要である。また、社会教育の担い手となる人材の養成と活躍機会を広げることも必要不可欠であり、社会教育士については、防災、福祉、産業振興、文化交流など広義のまちづくり・地域づくりに関する多様な行政分野と学びの視点を持って連携したり、地域と学校の連携・協働の推進に貢献したりするなど、これからの時代における「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を推進する役割を果たせるよう、制度の在り方も含めた検討を進めていく必要がある。
- 社会教育の振興を図ることは、国・地方公共団体が取り扱う多くの政策分野で考えられているコミュニティ施策による課題解決を支えるという点で重要である。住民自治を支える社会教育は、持続的な地域コミュニティを形成する、社会全体の基盤である。
- この議論の整理を踏まえ、国、地方公共団体をはじめとするあらゆる関係者において、生涯学習・社会教育に全ての人がかかわりを持つことができる環境の整備に向けた取組が積極的に進められることを強く望む。

第 1 1 期中央教育審議会生涯学習分科会委員

委 員：令和3年3月9日発令

臨時委員：令和3年5月17日発令

(50音順)

(委員)

今 村 久 美	認定特定非営利活動法人カタリバ代表理事
内 田 由紀子	京都大学人と社会の未来研究院教授
◎ 清 原 慶 子	杏林大学客員教授、ルーテル学院大学客員教授、 前東京都三鷹市長
清 水 敬 介	公益社団法人日本 PTA 全国協議会顧問
中 野 留 美	岡山県浅口市教育委員会教育長
萩 原 なつ子	独立行政法人国立女性教育会館理事長

(臨時委員)

伊 東 昭 代	宮城県教育委員会教育長
大久保 幸 夫	株式会社リクルートフェロー、 リクルートワークス研究所アドバイザー
金 子 晃 浩	日本労働組合総連合会副会長、 全日本自動車産業労働組合総連合会会長
澤 野 由紀子	聖心女子大学現代教養学部教授
関 福 生	愛媛県新居浜市教育委員会生涯学習センター所長
藺 田 綾 子	株式会社クレアン代表取締役
千 葉 茂	学校法人片柳学園理事長
辻 浩	名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授
長谷川 敦 士	武蔵野美術大学教授、株式会社コンセント代表
○ 牧 野 篤	東京大学大学院教育学研究科教授
松 本 理寿輝	ナチュラルスマイルジャパン株式会社代表取締役、 まちの保育園・こども園代表
宮 城 潤	那覇市若狭公民館館長、 特定非営利活動法人地域サポートわかさ理事事務局長
山 内 祐 平	東京大学情報学環学環長・学際情報学府学環長
横 尾 俊 彦	佐賀県多久市長

(◎：分科会長、○：副分科会長)

令和4年6月30日時点

(20名)

第 11 期中央教育審議会生涯学習分科会 審議経緯

- 令和 3 年 5 月 31 日 第 111 回生涯学習分科会
－第 11 期生涯学習分科会における審議事項について
- 令和 3 年 8 月 25 日 第 112 回生涯学習分科会
－第 11 期生涯学習分科会の検討課題について
－委員発表（生涯学習と若者を取り巻く環境に関する委員ヒアリング）
・辻浩委員
・松本理寿輝委員
－コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議中間まとめについて
- 令和 3 年 10 月 19 日 第 113 回生涯学習分科会
－第 11 期生涯学習分科会の検討課題について
－委員発表（デジタル社会における生涯学習の視点に関する委員ヒアリング）
・内田由紀子委員
－有識者ヒアリング
・乾喜一郎氏
- 令和 3 年 12 月 21 日 第 114 回生涯学習分科会
－第 11 期生涯学習分科会の検討課題について
－委員発表（これからの社会で求められる能力とその育成方法に関する委員ヒアリング）
・長谷川敦士委員
・山内祐平委員
－第 11 期生涯学習分科会の議論の方向性について
- 令和 4 年 2 月 15 日 第 115 回生涯学習分科会
－地域コミュニティに着目した他省庁の施策に関するヒアリング（厚生労働省、総務省、農林水産省）
－第 11 期生涯学習分科会の議論の方向性について
- 令和 4 年 3 月 25 日 第 116 回生涯学習分科会
－報告書骨子案について
－障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について
－コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議最終まとめについて
- 令和 4 年 4 月 27 日 第 117 回生涯学習分科会
－社会教育主事・社会教育士について
－報告書骨子案について
- 令和 4 年 6 月 3 日 第 118 回生涯学習分科会
－「議論の整理」（素案）について

令和4年6月30日 第119回生涯学習分科会
－「議論の整理」(案)について

令和4年7月25日 第120回生涯学習分科会
－「議論の整理」(案)について